

令和6年度 健康保険料率及び介護保険料率

1. 保険料率

【健康保険】

(1) 一般保険料率

① 一般保険料率		変更前	変更なし
負担割合	事業主	47.850/1000	同左
	被保険者	47.850/1000	同左
	計	95.700/1000	同左

<内訳>

基本保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	34.305/1000	27.905/1000
	被保険者	34.305/1000	27.905/1000
	計	68.610/1000	55.810/1000

※基本保険料率とは、加入者への保険給付や特定健診等の保険事業に充当する保険料率

特定保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	13.545/1000	19.945/1000
	被保険者	13.545/1000	19.945/1000
	計	27.090/1000	39.890/1000

※特定保険料率とは、国の高齢者納付金等に充当する保険料率

(2) 調整保険料率

② 調整保険料率		変更前	変更なし
負担割合	事業主	0.650/1000	同左
	被保険者	0.650/1000	同左
	計	1.300/1000	同左

※調整保険料率とは、健康保険組合連合会が行う「高齢者医療費の共同負担事業」と「財政窮迫組合の助成事業」の財源に充当するための保険料率

(3) 一般保険料率＋調整保険料率

① + ②		変更前	変更なし
負担割合	事業主	48.500/1000	同左
	被保険者	48.500/1000	同左
	計	97.000/1000	同左

【介護保険】

介護保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	9.000/1000	9.500/1000
	被保険者	9.000/1000	9.500/1000
	計	18.000/1000	19.000/1000

※介護保険料率とは、国の代行として健保に徴収が義務付けられている40歳以上65歳未満の介護保険加入者の保険料率

2. 実施時期

令和6年3月1日より（令和6年3月分保険料＝4月度給与控除分より）

但し、任意継続被保険者については、令和6年4月分保険料から実施する。

以 上